

議案第 39 号

石岡市同意企業立地重点促進区域における緑地面積率等を定める
る条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市同意企業立地重点促進区域における緑地面積率等を定める条例の
一部を改正する条例を制定することについて，地方自治法（昭和 22 年
法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 27 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する
法律の改正に伴い，所要の改正を行うため。

石岡市同意企業立地重点促進区域における緑地面積率等を定める条例
の一部を改正する条例

石岡市同意企業立地重点促進区域における緑地面積率等を定める条例（平成21年石岡市条例第20号）の一部を次のように改正する。

題名中「同意企業立地重点促進区域」を「工場立地特例対象区域」に改める。

第1条中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に、「第10条第1項」を「第9条第1項」に、「同意企業立地重点促進区域」を「工場立地特例対象区域（以下「特例対象区域」という。）に改める。

第3条を次のように改める。

（緑地面積率等）

第3条 特例対象区域における緑地面積率等については、次表のとおりとする。

特例対象区域名	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設的面積の敷地面積に対する割合
柏原工業団地 荒金地区	100分の5以上	100分の10以上

2 事業者は、前項に定める緑地の面積の敷地面積に対する割合の面積とは別に、自らが設置し、又は管理する事務所の敷地内において花と緑の推進が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

附則第2項及び第3項中「同意企業立地重点促進区域」を「工場立地特例対象区域」に、「「0.1」」を「「0.05」」に、「「0.15」」を「「0.1」」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(石岡市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正)

2 石岡市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例（平成21年石岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「平成31年3月31日」を「平成35年3月31日」に改める。